

非課税所得金額に関する計算書
(所得配分方式)

管理番号	
法人名	
事業年度	

科 目		総 額	非課税事業部門	課税事業部門
売上(収入)金額	総売上(収入)金額 ①	円	円	円
	売上値引、戻り高 ②			
	差引計①-② ③	a b 0	c 0	0
売上(収入)原価	期首商品(原材料)たな卸高 ④			
	商品仕(原材料)仕入高 ⑤			
	仕入値引、戻し高 ⑥			
	期末商品(原材料)たな卸高 ⑦			
	差引計④+⑤-⑥-⑦ ⑧		0	0
差益額(売上総利益) ③-⑧ ⑨		A B 0	C 0	0
売上(収入)金額又は差益額あん分率 ⑩			D(b/a又はB/A)	E(c/a又はC/A)
所得(欠損)金額又は個別所得(欠損)金額 ⑪		F	F×D	F-(F×D)

- 注1 両事業部門の所得に関する経理を区分することが困難な場合は、総所得金額(欠損金額)を差益額によりあん分し、それぞれの事業の所得を算出すること。
 2 原価等の区分が困難であり差益額を算出できない場合は、売上(収入)金額により総所得金額(欠損)をあん分し、それぞれの事業の所得を算出すること。
 ※ 損益計算書、貸借対照表、法人税法施行規則別表一、四、五(一)、五(二)、六(一)〔連結法人は、個別帰属額の届出書、別表四の二付表、五の二(一)付表、五の二(二)付表一、六の二(一)〕及び「雑益、雑損失等の内訳書」の写しを添付すること。

直法様式第16号

総売上(収入)金額及び商品仕入高に関する明細書

区分	総額	非課税事業部門	課税事業部門	備考
総売上(収入)金額		円	円	円
	計			
商品仕入高				
	計			

直法様式第16号 付表1

非課税所得金額に関する計算書(所得配分方式) の記載要領

- 1 この計算書は、非課税事業と課税事業を併せて行っている場合で、非課税事業に係る所得又は課税事業に係る所得に関する経理をそれぞれ区分することが困難である場合（例えば、いずれかの一方の事業が著しく小規模であるもの若しくはそれぞれの事業の関連が密接なもの等区分計算することが適当でないと認められるもの等）に使用するものです。
- 2 ①及び⑤の欄は、「総売上(収入)金額及び商品仕入高に関する明細書」（直法様式第16号付表1）の計欄の金額を転記してください。
- 3 ⑩欄は、非課税事業部門DはB/A、課税事業部門EはC/Aの値を記載してください。なお、林業を行っている場合及び原価等の区分が困難で差益額を算出できない場合は、非課税事業部門Dはb/a、課税事業部門Eはc/aの値を記載してください。
- 4 ⑪欄は、F欄に総所得金額（又は欠損金額）を記載し、これにDを乗じて算出した額を非課税事業部門に、総額から非課税事業部門の額を差し引いて算出した額を課税事業部門に記載してください。
- 5 ⑪欄の課税事業部門の金額が、課税対象となる所得金額となります。